

鳥取大学工学部建物委員会規程

(目的)

第1条 鳥取大学工学部に、建物及び施設の整備を図るため鳥取大学工学部建物委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学部長の諮問により次に掲げる事項を審議する。

- 一 建物及び施設の整備計画に関すること
- 二 その他建物及び施設に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 大学院工学研究科各講座から選出された教授 各1人
- 二 その他委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

(報告)

第6条 委員会は、審議した結果を学部長に報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

附 則

1 この規程施行により、最初の第3条第1号の委員となる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

2 この規程は、平成9年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程施行により，最初の第3条第1号の委員となる者の任期は，第4条第1項の規定にかかわらず，委員の半数（応用数理工学，電気電子工学，応用化学及び社会経営工学の各講座から選出された教員）は，平成26年3月31日までとし，それ以外の委員（機械工学，知能情報工学，生物応用工学及び土木工学の各講座から選出された委員）は，平成25年3月31日までとする。
- 2 この規程は，平成24年6月21日から施行する。